第1条 (用語の定義)

この取引において使用する用語は次のとおりとします。

- 1. 営業日: 当行が営業を行っている日をいうものとします。
- 2. 申込日: ちくぎん特約付外貨定期預金(以下、「この 預金」といいます。)の申込を当行が受付けた日をいう ものとします。
- 3. 預金作成日: この預金を作成する日をいうものとします。
- 4. 公示仲値: 当行が公示する公示仲値をいうものとします。同一営業日において当行公示仲値が変更された場合には、当行が最初に公示する公示仲値をいうものとします。
- 5. 判定相場:申込日に設定する、この預金の元金および利息を満期日に円転するか否かを決める基準となる為替相場をいうものとします。
- 6. 受渡相場:申込日に設定する、この預金の元金および利息を円転して円で支払う場合に、元金および利息を円に交換する際に適用する為替相場をいいます。
- 7. 作成時相場:申込日に設定する、この預金の申込条件の基準となる申込時点の為替相場をいいます。円を代り金通貨としてこの預金を作成する場合には、当該円を預金通貨に交換する際に作成時相場を適用します。
- 8. 預金通貨:この預金の通貨をいいます。

第2条(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第4条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第4条第2項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

第3条(取引の制限)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等 を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資 料の提出等を求めることがあります。この場合におい

- て、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定 める期日までに応じていただけないときは、入金、振 込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一 部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払 戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を 制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前4項に定めるいずれの取引等の制限についても、 預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダ リング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令 等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が 認める場合、当行は前4項にもとづく取引等の制限 を解除します。

第4条(解約等)

(1) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または、預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約された

ものとします。

- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らか になった場合または預金口座の名義人の意思によ らずに開設されたことが明らかになった場合
- ②この預金の預金者が第15条第1項に違反した場合
- ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ④当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条第 1項もしくは第3項の定めにもとづき預金者が回答または届出た事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合
- ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供 与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用さ れ、またはそのおそれがあると合理的に認められ る場合
- ⑥前条第1項から第4項までに定める取引等の制限 が1年以上に渡って解除されない場合
- ⑦上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、 正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない 場合
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に

該当し、または次のいずれかに該当したことが判 明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると 認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対し資金等を提供し、または便 宜を供与するなどの関与をしていると認めら れる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号 に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDまでに準ずる行為

第5条(預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日に、利息とともに支払います。

第6条(証券類の受入)

小切手その他証券類による預入はできません。

第7条(元金および利息)

1. 満期日にはこの預金の元金、および預金作成日から 満期日の前日までの日数について証書記載の利率に よって計算した利息を、利息に課される税金を差引 いたうえで、「ちくぎん特約付外貨定期預金総合取引 申込書」記載の入金口座に預金通貨または円で入金 します。

2. この預金の利息は、付利単価を1通貨単位とし、1年 を365日として日割りで計算します。(補助通貨単位 未満は切捨てとします。)

第8条(元金および利息の円転に関する特約)

- 1. 満期日 2 営業日前の当行公示仲値が判定相場より円 安の場合、この預金の元金および利息は合算したう え、受渡相場で円転し、円で支払います(円未満は 切捨てとします)。
- 2. 満期日2営業日前の当行公示仲値が判定相場と同一 もしくは判定相場より円高の場合、この預金の元金 および利息は円転せず、合算して、預金通貨のまま 支払います。

第9条(申込の撤回)

1. この預金は、申込後は預金作成までの期間において 申込の撤回を行うことは出来ません。

第10条(期日前解約)

- 1. この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除 き、期日前解約を行なうことができません。
- 2. 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を期日前解約する場合および第4条第1項、第2項の規定により解約する場合、当行は、預金作成日から期日前解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の外貨普通預金の利率によって経過利息を計算し、この預金の元本とともに支払います。この場合、預金者は期日前解約による損害金を当行に支払うものとします。
- 3. 期日前解約による損害金については、この預金の期日前解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行がこの預金と同条件の代替の契約を第三者と契約するか、または締結したと仮定した場合に要するいっさいの手数料、費用、および損害金を含むものとします。この場合、期日前解約による損害金の算出については、当行の定める計算方法および割引率によるものとします。
- 4. 期日前解約による損害金については、当行はこの預金の元利金と差引計算の方法で支払いを受けること

ができるものとし、差引計算にあたっては事前の通 知および所定の手続きを省略することができるもの とします。

第11条(相殺)

- 1. 当行が別に直ちに請求することができる債権を有している場合、当行はその債権とこの預金とを、この預金の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- 2. 前項の相殺ができる場合には、当行は事前の通知および所定の手続きを省略し、この預金を払い戻したうえ、前項の債権の弁済に充当することもできるものとします。
- 3. 前2項によって差引計算する場合、債権の利息、割引料、損害金等の計算、およびこの預金の利息の計算については、その期間は計算実行の日までとし、計算実行の日がこの預金の満期日前であるときは、この預金の利息は前条第2項に準じて計算するものとします。
- 4. 第1項または第2項によって差引計算する場合、債権債務の通貨が異なるときは、当行所定の外国為替相場によりこの預金を債権の通貨に換算するものとします。
- 5. 第1項または第2項によって差引計算をする場合、計算実行の日がこの預金の満期日前であるときは、計算実行の日に期日前解約があったものとみなして前条第3項に定める損害金を当行に支払ってください。また、その支払方法は前条第4項に準じるものとします。

第12条 (満期日の取扱)

この預金は満期日に自動解約となります。証書は満期日以降無効となります。

第13条(届出事項の変更、証書の再発行等)

- 1. 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住 所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに 書面により当行に届出てください。この届出の前に 生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 2. 証書又は印章を失った場合のこの預金の元利金の支

払または証書の再発行は、当行所定の手続きを行った後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. 証書を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。

第14条(印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の 印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認 めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、 変造その他の事故があってもそのために生じた損害に ついては、当行は責任を負いません。

第15条(譲渡、質入れの禁止)

- 1. この預金および証書は譲渡又は質入れすることはできません。
- 2. 当行がやむを得ないと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第16条(保険事故発生時における預金者からの相殺)

- 1. 第10条の規定にかかわらず、この預金は、満期日が 未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険 事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債 務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が 到来したものとして、相殺することができます。な お、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保 するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預 金者が保証人になっているものを担保するために質 権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱 とします。
- 2. 前項により相殺する場合は、次の手続きによるものとします。
- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- (2) 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定す

る順序方法により充当いたします。

- (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- 3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- (1) この預金の利息の計算については、その期間を相 殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率 は約定利率を適用するものとし、第10条第3項に 定める手数料、費用および損害金をお支払いいただ く必要はありません。
- (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の 計算については、その期間を相殺通知が当行に到達 した日までとして、利率、料率は当行の定めによる ものとします。また、借入金等を期限前弁済するこ とにより発生する損害金等の取扱については借入 金等の約定にかかわらず、当行が負担します。
- 4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限 前弁済等の手続について別の定めがあるときには、 その定めによるものとします。ただし、借入金の期 限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限 がある場合においても相殺することができるもの とします。

第17条(成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任が された場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要 な事項を書面によってお届けください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合 にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第18条 (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況 の変化その他相当の事由があると認められる場合に は、当行ホームページへの掲載による公表その他相当 の方法で周知することにより、変更できるものとしま す。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から 適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)